

## 久米島町地域支援交流学習センター舎食調理業務委託契約書

久米島町長 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは久米島町地域支援交流学習センター (以下「じんぶん館」という。) の舎食にかかる調理業務等の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、久米島町地域支援交流学習センターの舎食調理業務等 (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙は別に定める甲の「久米島町地域支援交流学習支援センター舎食調理業務委託仕様書」に基づき、これを受託する。

(契約の期間)

第2条 この契約期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約保証金)

第3条 久米島町契約規則第7条第1項第10号により免除とする。

(衛生管理)

第4条 乙は、衛生管理に万全の注意を払い、常に誠意を持って良心的に本契約の遂行に努めなければならない。

(委託業務の履行場所)

第5条 委託業務の内、調理業務履行場所はじんぶん館内厨房とする。

(委託業務の範囲)

第6条 委託業務の通常範囲は次のとおりとし、範囲外の業務については、その都度甲乙誠意を持って協議するものとする。

- (1) じんぶん館舎食に係る調理業務全般
- (2) 食器、調理機器の洗浄消毒業務
- (3) 残菜、ゴミの処理
- (4) じんぶん館舎食献立作成及び栄養管理等舎食調理業務に付随する業務

(食材料の調達等)

第7条 舎食材料の購入に関しては、乙の責任において行うものとし、献立の作成は乙が作成し、甲が確認する。

(調理業務等委託及び経費の内訳)

第8条 甲は、調理業務等委託料として、3年総額 円 (内消費税 円)、年額 円 (内消費税額 円)、月額 円 (内小税額 円) を、乙に支払うものとする。

2 乙は、毎月分の委託料を翌月初めに甲へ請求し、甲は30日以内に乙へ支払うものとする。

3 経費の内訳については、人件費（給与・事業所負担経費）、検診・検便料、給食保険料、作業服、厨房消耗品、残飯処理費、栄養管理費、その他維持管理費とする。

（食器類の保管）

第9条 乙は甲から預かり受けた食器類について、乙の過失により損失及び紛失した場合には乙の負担とする。

（守秘義務・個人情報の取り扱い）

第10条 乙または乙の従業員は、甲の定める規則を遵守するものとし、この契約による委託業務にて知り得た甲及び利用者の個人情報について別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（禁止事項）

第11条 乙は、書面により甲の承諾を受けた場合を除き、第三者に対して、委託業務の運営の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

（損害賠償）

第12条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲又は利用者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当したときは、ただちに本契約を解除する事ができる。

- （1）乙がこの契約の定めに重大な違反をしたとき。
- （2）飲食物の内容、衛生またはサービス等の著しい不良、管理の放漫等により、乙の委託業務を不適合と甲が認めたとき。
- （3）乙の責に帰すべき事由により、乙が営業処分を受けたとき。
- （4）契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。

（解除に伴う補償等）

第14条 甲は、前条の定めに基づき契約を解除したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

（乙の業務従事者の災害に対する措置）

第15条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

（乙の法令上の責任）

第16条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定、その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務従事者の規律維持)

第 17 条 乙は、乙の委託業務従事者の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が乙の委託業務従事者について不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ善処するものとする。

(協議事項)

第 18 条 この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って協議にあたる。

この契約締結の証するため、契約書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地  
氏 名 久米島町長

乙 住 所  
商号又は名称  
氏 名